

厚生労働省発健0331第2号

## がん診療連携拠点病院指定書

西神戸医療センター

「がん診療連携拠点病院等の整備について」  
(平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知)に基づき、地域がん診療連携拠点病院として指定する。

なお、指定の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成27年3月31日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

